

# 令和3年度 北広島市立大曲中学校の部活動に係る活動方針

北広島市立大曲中学校

## 1 部活動の意義

本校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によって行われ、スポーツや文化、科学等に親しませるとともに、学びの意欲向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、部活動指導員等と好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

## 2 部活動の目的

部活動により生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって、体力や技能の向上を目指すことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり切磋琢磨したり、生徒一人一人が充実感や達成感を味わうことができるようにする。

## 3 部活動の在り方

本校は、学校教育目標等を踏まえ、「北広島市の部活動の在り方に関する方針」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な環境のもと活動を進めるものとする。また、専門的な知識・技能を有する部活動指導員（外部人材）を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

### 本校の学校教育目標

- ・ともに学び高め合う生徒 【知】
- ・豊かな感性を培う生徒 【情】
- ・自ら考え行動する生徒 【意】
- ・健やかな心身を育む生徒 【体】



## 4 適切な活動日の設定

### (1) 活動計画・実施報告書の作成

大曲中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画を作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動目標や内容を把握し、生徒が安心・安全に活動を行い、過度な負担になっていないか、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正を行う。

### (2) 休養日及び活動時間

① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

ア) 学期中は週あたり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日は休養日とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末または祝日に大会参加や練習試合等で活動時間が長くなった場合は、休養日を他の日に振り替える。可能な限り、翌日を休養日にして心身の疲労の蓄積を防ぐようにする。

- イ) 学校閉庁日は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努める。休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- ウ) 長期休業中の休養日設定は、学期中に準じた扱いを行う。  
また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- エ) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うものとする。なお、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯は、原則として活動を行わない。
- オ) 本市・本道の地域特性から、冬季に行う部活動の際は、厳しい気象や地形などの自然条件の影響を受けやすいため、低体温症や凍傷など事故の可能性だけではなく、災害の危険性も多く潜んでいることを踏まえ、常に安全に配慮しながら指導を行うなど、安全確保の徹底を図る。

② 上記①に掲げる原則を基本とするが、中体連主催及びそれに準ずる大会やコンクール等の前（ハイシーズン）は、特例として弾力的な休養日及び活動時間の設定を可能とする。ただし、弾力的な休養日及び活動時間の設定にあたっては、成長期にある生徒のバランスのとれた生活や、保護者、部活動指導に関する教師の負担軽減に配慮する必要がある、目安は以下の通りとする。

ア) 活動時間の上限

1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。ただし、年間の平均活動時間で、平日が2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）が3時間程度となるように実施する。

イ) 休養日の設定

休養日は、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）の設定を前提に、平日又は休業日を問わず少なくとも週1日以上は設定した上で、1年を52週と考え年間の累計で104日以上とする。

③ 定期テスト前3日間は、活動停止期間とする。

【ハイシーズンの押さえ】

各部ともに年間を通して様々な大会やコンクール等があるが、中体連主催及びそれに準ずる大会及び各種コンクールなど、目標とする大会で力を発揮するためには、技能を高める時期（概ね大会等の前日から起算して1ヶ月以内）が必要であり、それが生徒や保護者のニーズに応えることにもつながる。したがって、このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やすことができるものとする。その一方で、それ以外の時期に休養日を十分に確保することが、生徒の心身の疲労蓄積やバーンアウト（燃え尽き）の防止につながり部活動に対する意欲の向上に結びつくことを理解しなければならない。

各部ともに、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。また、大会直前の過度な練習等でケガや故障が起きることを防止するために、ハイシーズンにおいても定期的に休養日を設定するものとする。

## 5 適切な運営に関する体制整備

- (1) 大曲中学校の部活動を以下のように設置する。顧問は、部活動指導員を含め、複数体制とする。  
運動部 …… 野球部、サッカー部、女子ソフトテニス部、男子ソフトテニス部、陸上部、女子バドミントン部、女子バレーボール部、卓球部、女子バスケットボール部、男子バスケットボール部、剣道部  
文化部 …… 吹奏楽部、美術部、放送部、科学部
- (2) 生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を学校全体に開かれたものとするよう、必要に応じて活動状況交流の場（部活動顧問会議等）を設ける。
- (3) 顧問は、年間を通した活動計画と毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、活動場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- (4) 顧問が不在の場合は、原則として活動を中止する。また、部活動で使用する器具や道具等の安全な取扱を指導するとともに、活動場所の安全管理及び点検に努める。
- (5) 部活動の設置（存廃）に関わる基準及び手続きを以下のようにする。
  - ① 部員が適正数を満たしており、担当顧問が指導可能であること。また、活動場所が確保できること。
  - ② 部員の適正数とは、以下の条件を満たしているものとする。
    - ア) 1～3学年の合計で10名以上の部員がいること。
    - イ) 運動部では、1, 2年生で団体戦（スタートメンバー）出場数+1名がいること。（ケガでの欠場を考慮）
  - ③ 上記①、②に当てはまらない場合は、当該部活動の存続について、職員会議、PTA役員会で別途協議する。廃部の場合は次年度からの新入部員募集を停止する。なお、その際は新入生対象の入学説明会で生徒、保護者に周知する。
  - ④ 廃部が決定した場合でも、その時点で所属している部員が引退するまでは存続させる。
- (6) 部活動入部に関わり、障がいのある生徒に対しても障がいのない生徒と同様に取り扱うものとする。